

発議案第10号

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書について

上記の発議案を別紙のとおり地方自治法第99条及び会議規則第14条第1項の規定により提出します。

平成23年6月14日

八千代市議会

議長 林 利彦 様

提出者	八千代市議会議員	横 田 誠 三 ⑩
賛成者	八千代市議会議員	伊 東 幹 雄 ⑩
	同	海老原 高 義 ⑩
	同	小 林 恵美子 ⑩
	同	松 崎 寛 文 ⑩

提案理由

所得税法第56条を廃止し、自家労賃を必要経費として認めることを求める。

これが、本案を提出する理由である。

中小業者の自家労賃を必要経費として認めることを求める意見書

中小業者は、地域経済の担い手として日本経済の発展に貢献してきたところである。その中小業者を支える家族従業者の働き分（自家労賃）は、税法上、所得税法第56条「配偶者とその親族が事業に従事したとき対価の支払いは必要経費に算入しない」（条文要旨）により、必要経費として認められていない。

配偶者で86万円、その他の家族は50万円というわずかな額が事業主の所得からの控除額として認められているのみである。この控除額が家族従業者の所得とされるため、社会的・経済的な不利益を引き起こし自立が困難になっている。

所得税法第56条は、戦前の家制度・世帯単位課税制度の名残であり、一人一人の人権を尊重する現在の憲法に相反するとの議論もある。

派遣労働など女性や若者の働き分に見合う対価がきちんと支払われないことが、格差社会を生み出した要因として問題になり、改善の仕組みをつくることが急務と言われている。一人一人の働き分を正当に評価することは、人権を守ることであり、自営業の家族従業者にとって自家労賃を認めていない所得税法第56条の見直しは人権の回復とも言えるものである。

また、お隣の韓国やドイツ・フランス・アメリカなど世界の主要国では、自家労賃を経費として認めている。

よって、国及び政府に対し、税法だけでなく民法・社会保障にもかかわる人権問題として、憲法を精神を生かし、所得税法第56条を廃止し、自家労賃を必要経費として認めることを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成23年6月23日

八千代市議会

提出先

衆議院議長様

参 議 院 議 長 様
内 閣 総 理 大 臣 様
財 務 大 臣 様
厚 生 労 働 大 臣 様